

第6章 補償の決定に対する不服申立て等

目次

第1	支部審査会に対する審査請求	
1	審査請求機関の組織	P 1
2	審査請求の対象	P 1
3	審査請求人	P 1
4	審査請求の手続	P 2
5	支部審査会の審理手続	P 4
6	裁決	P 6
7	審査請求の効果	P 7
第2	審査会に対する再審査請求	
1	再審査請求機関	P 7
2	再審査請求の対象等	P 7
3	再審査請求手続及び再審査請求の審理手続等	P 8
第3	取消訴訟	
1	訴訟提起の対象	P 8
2	訴訟を提起できる者及び取消し理由の制限	P 8
3	出訴期間	P 8
4	管轄裁判所	P 9
第4	福祉事業の決定に対する不服の申出	
1	不服の申出	P 9
2	申出の方式	P 9
3	申出の審査	P 9
4	申出の審査の結果の措置	P 9
5	その他	P 9

凡例

地公災法又は法	地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）
施行令又は令	地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）
施行規則又は規則	地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）
業務規程	地方公務員災害補償基金業務規程（昭和42年地基規程第1号）

第1 支部審査会に対する審査請求

1 審査請求機関の組織

審査請求人が審査請求を行う機関は支部審査会であり、その組織は次のとおりとなっています。（法第51条第2項、第52条、第55条）

(1) 委員

支部審査会は、委員3人をもって組織され、その委員は学識経験を有する者（医師、法律家及び行政経験者等）のうちから支部長が委嘱します。委員の任期は3年で、再任することができ、会長は委員の互選によって決定されます。（法第55条）

(2) 参与

支部長は、支部審査会に対する審査請求の審理に際し、意見を述べることができる者として、地方公共団体の当局を代表する者及び職員を代表する者各2人を参与に指名します。（業務規程第55条第2項）

参与は、審理期日に出頭して意見を述べ、又は意見書を提出することができます。（業務規程第55条第2項）

(3) 書記

支部審査会には、会長の指揮を受けて庶務を整理する書記が置かれ、支部長が任命します。（定款第19条）

2 審査請求の対象

支部審査会に審査請求をすることができる処分は、被処分者等が不服とする支部長が行う補償に関する決定であり、具体的には次のようなものがあります。

- ・公務上外の認定
- ・通勤災害該当・非該当の認定
- ・療養補償等各種補償の支給・不支給の決定
- ・補償金額の決定
- ・障害等級の決定
- ・遺族補償の受給権者の決定等

なお、福祉事業に関する決定は、審査請求の対象となりませんが、支部長に対して不服の申立をすることができます。

また、治ゆ認定も審査請求の対象となりませんが、当該傷病に係る療養補償の不支給となった時点で、不支給の処分に対する審査請求をすることができます。

3 審査請求人

審査請求人は、支部長が行う補償に関する決定に不服がある者となります。（法第51条第2項）

すなわち、審査請求人となり得る者は、支部長が行う補償に関する決定が違法又は不当であるため、直接に自己の権利又は利益を侵害されたとして、その決定に不服があり、かつ、審査請求をすることによって直接利益を得る者であると解されます。

審査請求人には、被災職員が生存していれば本人が該当することは当然ですが、被災職員が死亡した場合、遺族補償については特定の遺族が、葬祭補償については、葬祭を行った者が当事者適格を有することになります。

なお、任命権者は、審査請求をすることについての直接の利害関係人ではないことから、

補償に関する決定に不服があっても審査請求人にはなり得ません。また、求償権の行使を受ける第三者も、補償に関する決定によって、直接自己の権利又は利益を侵害されるものではないので、審査請求人たる資格を有しません。

4 審査請求の手続

(1) 審査請求の方式

審査請求は、所定の事項を記載した正副2通の審査請求書を提出して行います。なお、口頭による審査請求は認められていません。（行服法第19条第1項）

(2) 審査請求書の記載事項

審査請求書には、次の事項を記載します。（行服法第19条第2項）

ア 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所

住所は、正確な住居表示又は地番表示によります。また、代理人によって審査請求をするときは、このほかに、代理人の氏名及び住所を記載します。

イ 審査請求に係る処分の内容

「地方公務員災害補償基金山形県支部長が平成〇年〇月〇日付けで何某に対して行った『何々』という処分」と記載します。『何々』の部分には、支部長の処分通知書に記載された処分内容のうち、取消しを求める部分を全て記載します。

なお、審査請求書に支部長の処分通知書の写しを添付し、「別添支部長の処分知書（写）記載の処分（一部取消しを求める場合は、『のうち・・・という処分』を加える。）」と記載する方法が簡単です。

ウ 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

支部長の処分通知書を受領した日となります。処分通知書が審査請求人の自宅に郵送された場合は、通常、その郵便物が自宅に配達された日となります。

エ 審査請求の趣旨及び理由

審査請求の趣旨は、「地方公務員災害補償基金山形県支部長が平成〇年〇月〇日付けで何某に対して行った『何々』という処分を取り消すとの裁決を求める。」等（前記イ参照のこと）と記載します。支部審査会は、新たな処分や処分の変更はできませんので、「〇〇の災害を公務上の災害と認定されたい。」であるとか「〇〇補償を支給するとの裁決を求める。」のような記載は認められません。

審査請求の理由の記載例としては、①支部長が行った公務外認定、不支給決定等の判断の不当性を示し、②審査請求人が公務上認定、支給決定されるべき理由を示し、③「したがって、本件処分は違法であるからその取消を求める。」とするような例があります。

また、記載が相当量になる場合は、「審査請求の理由は別紙のとおり」として、別紙に記載することも可能です。

オ 処分庁の教示の有無及びその内容

支部長の処分通知書に記載された教示内容に従い「この決定に不服がある場合には、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（基金支部長の補償に関する決定があったことを知った日が平成28年3月31日以前である場合は、「3か月以内」を「60日以内」と読み替えます。）に地方公務員災害補償基金山形県支部審査会に対して審査請求をすることができます、との教示があった。」と記載し

ます。

また、審査請求書に支部長の処分通知書の写しを添付する場合は、「別添支部長の処分通知書（写）記載のとおり教示があった。」と記載します。

なお、処分通知書に教示がなかった場合には、「支部長の教示はなかった。」と記載します。

カ 審査請求の年月日

審査請求書を支部審査会に直接提出する場合は、提出する日を、郵送する場合はその郵便物を投函する日を記載します。

(3) 押印

審査請求書には、審査請求人（代理人によって審査請求をするときは代理人）が押印してください。（行服法施行令第4条第2項）

(4) 代理人による審査請求

審査請求は、代理人によってすることができます。（行服法第12条第1項）

代理人（代理人が複数の場合は各自）は、審査請求人のために、当該審査請求に関する一切の行為（取下げを除く。）をすることができます。（審査請求の取下げについては、特別の委任を受けた場合に限り行うことができます。（行服法第12条第2項））

代理人によって審査請求をする場合は、審査請求書に審査請求人名による委任状を添付してください。委任状の委任年月日は、審査請求日以前の日付になります。

また、審査請求の途中で代理人を解任した場合は、書面（代理人解任届）を提出してください。

(5) 審査請求書の様式

様式は任意です。（参考様式を後掲）

(6) 添付書類等

審査請求書には、委任状、処分通知書（写）のほか、審査請求の理由を主張するに当たって必要な新たな証拠書類を添付します。

なお、認定請求等の際に提出した書類の写し、X線写真（支部長が保管しているもの）等は、支部長が弁明書提出の際に資料として提出します。

(7) 審査請求期間

ア 審査請求期間

処分についての審査請求をすることができる期間は、原則として、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（支部長の補償に関する決定があったことを知った日が平成28年3月31日以前である場合は、「3か月以内」を「60日以内」と読み替えます。）です（行服法第18条第1項）。

また、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則として審査請求をすることができません。（同条第2項）

※ 誤って教示された審査請求期間内での審査請求など、「正当な理由」がある場合には、上記の期間を経過した場合でも、審査請求が認められます。

イ 郵送による審査請求の場合

郵送による審査請求の場合には、発信主義が採用されることから、郵送に要した日数は審査請求期間（3か月）に算入されない扱いとなります。（行服法第18条第3項）

したがって、審査請求書を発送（投函）した日をもって「審査請求した日」と解されることとなります。よって、3か月ぎりぎりになって発送する場合は、郵便局で発送を証明する方法をとっておくことが望ましいと言えます。

なお、審査請求期間の満了日が日曜日、祝祭日等支部が執務を行わない日に当たるときは、その翌日をもって満了するものと解されています。

(8) 審査請求手続の承継

審査請求人が死亡したときは、審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者（相続人等）は、審査請求人の地位を承継することとなります。（行服法第15条第1項）

(9) 審査請求の取下げ

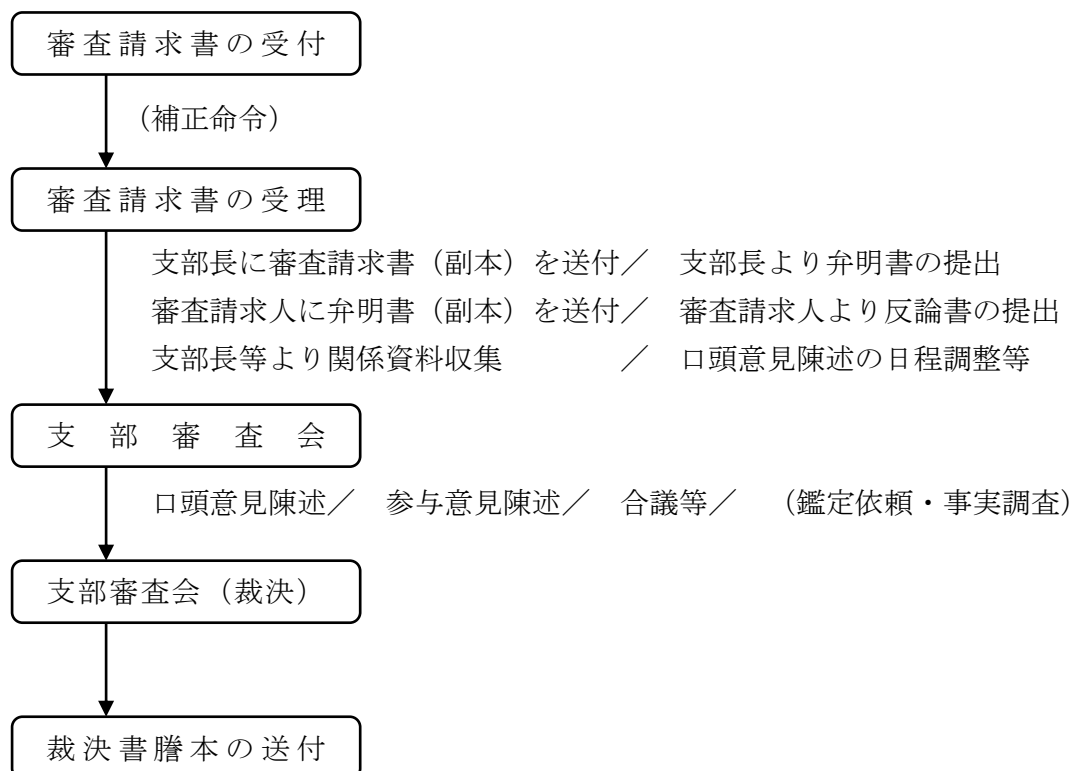
審査請求人は、支部審査会の裁決があるまでは、書面によりいつでも審査請求を取り下げることができます。（行服法第27条）

この場合、「裁決があるまで」とは、裁決書の謄本が送達されるまでを意味します。

5 支部審査会の審理手続

(1) 審査請求に係る事務の流れ

審査請求に係る事務の流れを図示すると、次のようになります。



(2) 審査請求の補正

審査請求がなされたときは、支部審査会は、審査請求がその要件を備えた受理されるべきものであるかどうかについて形式的に審査を行い、当該審査請求が適法なものであ

るときはこれを受理します。

法定期間経過後であるなど必要な要件を欠く不適法な審査請求であれば、原則として、これを却下します。（行服法第24条第1項、第2項）

ただし、審査請求が不適法であっても、補正することができるものであるときは、支部審査会では、相当の期間を定めてその補正を命じます。（行服法第23条）

審査請求人が命令に従って補正した場合は、当該審査請求は適法なものとして受理されます。

(3) 支部長の弁明書の提出

支部審査会は、審査請求を適法なものとして判断して受理した場合、この旨を審査請求人に通知するとともに、支部長に審査請求書（副本）を送付し、併せて相当の期間を定めて弁明書の提出を求めます。（行服法第29条第1項、第2項）

支部審査会から弁明書の提出を求められた支部長は、正副2通の弁明書を提出します。（行服法第29条第3項、第4項）

(4) 審査請求人の反論書の提出

支部審査会は、支部長から提出された弁明書（副本）を審査請求人に送付します。（行服法第29条第5項）

弁明書（副本）の提出を受けた審査請求人は、支部審査会が定めた相当の期間内に、これに対する反論書を提出することができます。（行服法第30条第1項）

なお、期間内に反論書が提出されなければ、反論書の提出がないものとして審理が進められます。

(5) 支部長の再弁明書及び審査請求人の再反論書の提出

支部審査会は、審査請求人から提出された反論書（写）を支部長に送付します。支部長から再弁明書提出の申立てがあったときは、期間を定めて再弁明書を提出させます。

支部審査会は、支部長から提出された再弁明書（副本）を審査請求人に送付し、併せて期間を定めて再反論書の提出ができる旨を通知します。

(6) 証拠書類等の提出

審査請求人は、支部審査会に証拠書類又は証拠物を提出することができます。（行服法第32条第1項）

支部長も、当該処分の原因となった事実を証する書類その他の物件を支部審査会に提出することができます。審査請求人は、支部審査会に対し、支部長提出の書類等の閲覧等を求めることができます。この場合において、支部審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができないとされています。（行服法第38条第1項）

(7) 口頭による意見陳述

審査請求人に対しては、申立てに基づき口頭意見陳述の機会が与えられます。（行服法第31条第1項）この規定が書面審理主義の例外として設けられたのは、審査請求書及び反論書では十分に意を尽くせなかった点につき、補完することができるからです。

審査請求人から口頭意見陳述を希望する旨の申立てがあった場合、支部審査会は反論書が提出され、又は提出されていない旨を確認し、委員、参与及び審査請求人の日程を調整して、審査請求人による口頭意見陳述のための審査会及び参与による口頭意見陳述のための審査会を開催します。

なお、審査請求人から口頭意見陳述を希望する旨の申立てがない場合、参与の意見書の提出を得た後、審査会の審理、合議を進めることとなります。

(8) 支部審査会の審理のための調査権

支部審査会は、審査請求人の申立てにより又は職権で、参考人の陳述若しくは鑑定を求め、書類その他の物件の提出を求め、必要な場所につき検証を行い、審査請求人を審尋することができます。（行服法第33条、第34条、第35条第1項、第36条）

また、支部審査会は、審査のため必要があると認めるときは、被処分者又はその他の関係人に対して報告をさせ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができます。（法第60条第1項）

6 裁決

(1) 裁決の種類

裁決は、支部審査会の判断行為であって、却下、棄却及び取消し（全部又は一部）の3種があります。

(2) 却下裁決

却下の裁決は、審査請求が法定の期間経過後になされたものであるとき、その他不適法であるときに行われる本案の審理を拒絶する判断です。（行服法第45条第1項）

「その他不適法であるとき」とは、具体的には、①補償に関する決定以外の事項について審査請求をした場合、②審査請求の資格のない者が審査請求した場合、③補正命令に応じなかった場合、④審査請求の目的が消滅した場合になります。

(3) 棄却裁決

審理の結果、審査請求に理由がないとき、すなわち支部長が行った補償に関する決定を取り消すべき理由が認められないと判断したときは、支部審査会は、裁決で当該審査請求を棄却します。（行服法第45条第2項）

(4) 取消（認容）裁決

審理の結果、支部長が行った補償に関する決定についての審査請求に理由があるとき、すなわち当該決定を取り消すべき理由が認められると判断したときは、支部審査会は、裁決で当該支部長の決定の全部又は一部を取り消します。（行服法第46条第1項）

なお、支部審査会は、第三者的審査機関として置かれたものであって、処分庁たる支部長の上級行政庁ではないので、裁決をなし得るだけであって、支部長の処分を取り消したうえ、自ら新たな補償に関する決定（変更）を行うことはできません。

(5) 裁決の方式及び効力

裁決は、支部審査会委員の合議による裁決書によって行います。また、基金山形県支部審査会では、裁決に要する標準処理期間（審査請求に対する裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間）は12か月としています。（法第54条第3項、第55条第3項、行服法第16条、第50条第1項）

裁決は、審査請求人に裁決書（謄本）を送達することによって、その効力を生ずることとなります。（行服法第51条第1項、第2項）

なお、裁決が送達されたといえるのは、裁決書（謄本）が送達を受けるべき者に送付されて、その者が知る得べき状態に置かれたときとなります。

また、裁決書（謄本）は、支部長に対しても送付されます。（行服法第51条第4項）

(6) 裁決の拘束力

裁決は、補償に関する決定を行った支部長を拘束します。（行服法第52条第1項）

原処分が支部審査会の裁決で取り消された場合は、支部長は、その裁決の趣旨に従い、改めて補償に関する決定をしなければなりません。（行服法第52条第2項）

(7) 裁決に不服がある場合

裁決に不服がある者は、審査会に対する再審査請求又は裁判所に対する取消しの訴えを提起することができます。

また、審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても支部審査会による裁決がないときは、審査会への再審査請求又は裁判所への取消しの訴えを提起することができます。

7 審査請求の効果

支部審査会に対する審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなされます。（法第51条第4項）したがって、審査請求をした場合には、補償を受ける権利の消滅時効が中断することになります。

ただし、審査請求の却下の裁決又は取下げがあった場合は、時効中断の効力は生じません。（民法第149条）また、中断した時効は、裁決が確定したときから新たに進行します。（民法第157条）

なお、審査請求がされても、処分の効力、処分の執行又は手続の続行は妨げられないこととなっています。（行服法第25条第1項）

第2 審査会に対する再審査請求

1 再審査請求機関

支部審査会の裁決に不服がある審査請求人が再審査請求を行う機関は審査会になります。（法第51条第2項）

審査会は、学識経験を有する者のうちから基金の理事長が委嘱した委員6人をもって組織され、会長は委員の互選により決定されます。（法第53条第1項、第2項、第5項）

2 再審査請求の対象等

審査会に再審査請求をすることができる処分は、通常、支部審査会の棄却の裁決に係る

支部長が行う補償に関する決定並びに支部審査会がした却下の裁決及び棄却の裁決（支部審査会の裁決も行服法上の処分であり、裁決についての取消しを求める申立ては再審査請求によることとされています。）になります。（法第51条第2項、行服法第6条第1項、第2項ほか）

また、支部審査会に審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても支部審査会による裁決がないときも、審査会への再審査請求をすることができます。

なお、再審査請求をすることができる者は、通常は、支部審査会の裁決に係る審査請求人又は承継人になります。（法第51条第2項、行服法第6条第1項、第15条第1項、第61条）

3 再審査請求手続及び再審査請求の審理手続等

再審査請求は、支部審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内（支部長の補償に関する決定があったことを知った日が平成28年3月31日以前である場合は30日以内）にしなければなりません。（行服法第62条）

審査会は、再審査請求を受理したときは、支部審査会に対し、審査請求についての裁決書の送付を求めます。（行服法第63条）

その他、支部長の弁明書の提出及び審査請求人の反論書の提出がないことを除き、請求手続及び審理手続は、概ね審査請求の手続及び審理手続と同様になります。（行服法66条）

第3 取消訴訟

1 訴訟提起の対象

支部審査会の裁決について不服がある者又は審査会の裁決を経てもなお不服がある者は、行政事件訴訟法の定めるところにより、裁判所に対して取消しの訴えを提起することができます。（法第56条、行訴法第3条第2項、第3項）

なお、支部長が行った処分の取消しの訴えは、支部審査会に対する審査請求又は審査会に対する再審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、審査請求又は再審査請求した日の翌日から起算して3か月を経過してもなお裁決がない場合は、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起できることとされています。（行訴法第8条第2項）

また、再審査請求をした場合には、審査会の裁決を経る前にも、裁判所に対して取消訴訟を提起することができます。

2 訴訟を提起できる者及び取消し理由の制限

処分又は裁決の取消しを求める訴訟を提起できる者は、当該処分又は裁決の取消しを求めることについて法律上の利益を有する者に限られています。（行訴法第9条）したがって、自己の法律上の利益に関係のない違法を理由としてその取消しを求めることはできないこととなっています。（行訴法第10条第1項）

3 出訴期間

裁判所に対する取消訴訟は、支部審査会又は本部審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。（行訴法第14条第1項）

4 管轄裁判所

行政事件訴訟法に基づき、地方公務員災害補償基金を被告として、基金本部または支部長の所在地を管轄する地方裁判所に「処分の取消しの訴え」を提起することができます。（行訴法第12条第1項）

第4 福祉事業の決定に対する不服の申出

福祉事業に関する決定については、行服法に規定する処分とは認められていないことから、次のような不服申出の制度がとられています。

1 不服の申出

福祉事業の決定に対する不服の申出（以下「申出」という。）は、福祉事業の決定に不服のある者が当該決定を行った支部長に対して行います。

2 申出の方式

申出は、申出をする者（以下「申出者」という。）の氏名及び住所並びに申出の趣旨、理由及び年月日を記載し、押印した書面を提出して行うこととなります。

3 申出の審査

申出の審査は、書面によることとなります。ただし、申出者の申立てがあったときは、支部長は、申出者に口頭で意見を述べる機会を与えます。

4 申出の審査の結果の措置

- (1) 支部長は、申出に理由がないと認めるときは、その旨及び理由を書面で申出者に通知します。
- (2) 支部長は、申出に理由があると認めるときは、その申出に関し適切な措置をとります。

5 その他

支部長は、福祉事業の決定の通知をするに当たっては、当該福祉事業の決定通知書に福祉事業の決定に不服がある場合には、支部長に対して不服の申出ができる旨を付記し、当該通知をしています。

支部審査会に提出する審査請求書（見本）

（本人請求用）

<p style="margin: 0;">審 査 請 求 書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">平成 年 月 日</p> <p style="margin: 0;">地方公務員災害補償基金 山形県支部審査会会長 様</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">審査請求人 住所又は居所 氏名 ㊟</p> <p style="margin: 0;">次のとおり審査請求します。</p> <p style="margin: 0;">1 審査請求に係る処分の内容 地方公務員災害補償基金山形県支部長が平成 年 月 日付けで行った 〇〇〇〇（別添支部長の処分通知書（写し）記載の処分名を記載する。）</p> <p style="margin: 0;">2 審査請求の趣旨 「上記1に記載した処分を取り消す」との裁決を求める。</p> <p style="margin: 0;">3 審査請求の理由 理由は、別紙のとおり（別紙に詳細を記入する。）</p> <p style="margin: 0;">4 当該処分があったことを知った年月日 平成 年 月 日</p> <p style="margin: 0;">5 処分庁の教示の有無及びその内容 別添支部長の処分通知書（写し）記載のとおり教示がありました。</p> <p style="margin: 0;">6 添付書類 (1) 処分通知書（写し） (2) その他</p>

※A4判（本紙と同形）で、それぞれに押印したものを2部作成し、提出してください。
添付書類も2部提出してください。

支部審査会に提出する審査請求書（見本）

(代理人請求用)

審 査 請 求 書		平成 年 月 日
地方公務員災害補償基金 山形県支部審査会会長 様	審査請求人 住所又は居所 氏名	⑩
	審査請求代理人 住所又は居所 氏名	⑩
次のとおり審査請求します。		
1 審査請求に係る処分の内容 地方公務員災害補償基金東京都支部長が平成 年 月 日付けで行った ○○○○○（別添支部長の処分通知書（写し）記載の処分名を記載する。）		
2 審査請求の趣旨 「上記1に記載した処分を取り消す」との裁決を求める。		
3 審査請求の理由 理由は、別紙のとおり（別紙に詳細を記入する。）		
4 当該処分があったことを知った年月日 平成 年 月 日		
5 処分庁の教示の有無及びその内容 別添支部長の処分通知書（写し）記載のとおり教示がありました。		
6 添付書類 (1) 委任状 (2) 処分通知書（写し） (3) その他		

※本様式は代理人による審査請求です。代理人による場合、次頁の「委任状」が必要です。

※A4判（本紙と同形）で、それぞれに押印したものを2部作成し提出してください。添付書類（委任状は1部）も2部提出してください。

支部審査会に提出する審査請求書（見本）

委 任 状	
	住所又は居所： (〒)
	氏名：
	審査請求人との関係 _____
私は、上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。	
記	
地方公務員災害補償基金山形県支部長が平成 年 月 日付けで私に対して行った「 ○ ○ ○ ○ 」について、地方公務員災害補償基金山形県支部審査会に対して審査請求をすることに関する一切の事項	
平成 年 月 日	
(市町村)○○町 丁目 番 号	
審査請求人	印

(作成上の留意事項)

- 1 上記「○○○」の部分は、例えば、「腰椎捻挫を公務外の災害と認定した処分」というように、審査請求人がその取消しを求めようとする支部長のした処分を具体的に記入します。
- 2 委任年月日は、必ず審査請求年月日と同日かそれ以前の日付とします。なお、委任年月日が審査請求年月日以降となる場合は、その日から代理人としての効果が生じることとなります。